

裾野市週休2日制工事実施要領Q & A

Q 1 週休2日制工事の目的は？

A 1 建設業界においては、長時間労働の常態化が課題となっており、建設業における働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用されることとなりました。また、建設業の担い手確保の観点からも週休2日制の定着が求められており、本市においても、週休2日制工事を導入することにより、建設現場の就労環境の改善を図るものです。

Q 2 対象となる工事はどのような工事か？

A 2 本市が発注する予定価格が200万円以上で、かつ、土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携又は建築工事積算基準により積算する工事としています。また、以下の工事は除いています。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれない工事
- (2) 施工に必要な実日数が概ね1か月未満の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (4) 通年維持工事
- (5) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

なお、対象工事を発注する場合は、入札公告や指名通知等で週休2日制対象工事であることを明示し、特記仕様書を添付します。

Q 3 「準備期間」と「後片付け期間」の具体的な定義はあるか？

A 3 「準備期間」とは、契約上の工期の初日から現場施工を開始する（現場に継続的に常駐を始める）までの期間であり、現場事務所の設置や事前測量、軽微な草刈り等を含みます。「後片付け期間」とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間であり、自主検査や清掃等を含みますが、足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間は含みません。

Q 4 週休2日の現場閉所日は、「土日」「祝日」に限定されるのか？

A 4 現場閉所日は土日、祝日に限定されません。ただし、完全週休2日（土日）※は、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定する必要があります（受発注者間の事前協議により、あらかじめ、これに変わる定休日を設定することも可能です。）。

なお、夏季休暇（3日）と年末年始休暇（6日）は、週休2日の休日とは別の休暇（対象期間から除外）となります。

※日曜日始まり土曜日終わりの7日間を1週間とする。

Q 5 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取り扱いはどうなるか？

A 5 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日を現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。

Q 6 完全週休 2 日（土日）において、当該週の対象期間に平日しかない場合は？

A 6 当該週は、週休 2 日が確保されたと判断します。当該週において、完全週休 2 日（土日）により指定する土曜日及び日曜日が存在しないためです。
なお、通期の週休 2 日は対象期間全体で判断するため、本取扱いは適用できません。

Q 7 月単位の週休 2 日において、当該月の対象期間に平日しかない場合は？

A 7 当該月は、月単位の週休 2 日が確保されたと判断します。当該月の対象期間における土曜日、日曜日の合計日数が 0 となるためです。
なお、通期の週休 2 日は対象期間全体で判断するため、本取扱いは適用できません。

Q 8 費用補正の方法は？

A 8 週休 2 日（原則として完全週休 2 日（土日））を前提とした補正係数を乗じて発注し、規定の現場閉所を行ったと認められない場合は、達成状況に応じて減額変更を行います。

Q 9 週休 2 日が未達成となった場合にペナルティはあるか？

A 9 入札参加資格などに対するペナルティはありません。また、達成状況に応じて減額変更となりますが、発注時に最も高い補正率で割り増しているため、通常の積算への減額となり、通常より低い金額になるということはありません。

Q 10 午前や午後のみを休工とした場合、0.5 日閉所となるのか？

A 10 原則 1 日単位での休工を確認するものであり、0.5 日閉所とは取り扱いません。

Q 11 夜間作業における現場閉所の取扱いはどのようになるか？仮に金曜日 22 時から土曜 6 時まで施工した場合はどのようになるか？

A 11 金曜日 22 時から土曜日 6 時までの施工は、一般的に金曜日の夜間出勤であり、土曜日出勤とはみなしません。

Q 1 2 閉所日には会社（本社・営業所等）や他の現場も全て休む必要があるか？

A 1 2 週休 2 日制工事における現場閉所については、契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所となります。

Q 1 3 当該現場の閉所日に、作業員や下請業者が他の工事現場で働くことは認められているか？

A 1 3 作業員や下請業者が閉所日に他の現場に従事することについては制限していません。

Q 1 4 現場代理人や主任技術者等が会社等で内業をすることは認められるか？

A 1 4 閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについては制限していません。

Q 1 5 その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取り扱いはどうなるか？

A 1 5 週休 2 日制工事における現場閉所については、当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が 1 日を通して閉所されていれば現場閉所日として取り扱います。

Q 1 6 週休 2 日の確保を理由に工期延長はできるか？

A 1 6 週休 2 日を確保した（確保する）ことを理由とした工期延長は認めません。なお、週休 2 日以外の理由により適正に工期延長が認められた場合の工期延長は、週休 2 日確保を前提とした工期を確保することとなります。

Q 1 7 実績表はいつ提出すればよいのか？

A 1 7 前月分までの「現場閉所実績表」を毎月 10 日までに提出してください。また、最終の「現場閉所実績表」は原則として後片付け期間に提出してください。

※ 令和 7 年 11 月分（12 月 10 日までの提出分）から、毎月実績表を提出することとなります。10 月分までの実績は、11 月分の実績表に併せて記載してください。

Q 1 8 現場閉所の実施状況はどのように確認するのか？

A 1 8 対象期間中は、監督員は受注者から毎月提出を受ける「現場閉所実績表」により、現場閉所の取組状況を把握します。また、最終的な実績（見込み）の確認のため、

対象期間の最終月分までの現場閉所の状況が記載された「現場閉所実績表」により現場閉所率を算出します。

Q 1 9 達成状況の確認の時期は？

A 1 9 後片付け期間に、契約変更事務処理期間（1 ヶ月程度）が確保できる場合は、対象期間終了後に実施してください。

契約事務処理期間が確保できない場合は、対象期間内であっても、その時点までの実績と以降の現場閉所日を見込んで、達成状況を確認し、手続きしてください。